

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
 2 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記載するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、「一括徴収すること」が義務づけられています。

河内町長 殿 年 月 日 提出		所在地 〒	年度										1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度						
			フリガナ	特別徴収義務者 指 定 番 号										整 理 番 号							
			氏名又は名称	担 連 所 属 当 結 氏 名 者 先 電 話										内 線 ()							
			個人番号 又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載																	
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法												
	氏 名									月 日		年 月 日		月 日		月 日		月 日		月 日	
	生年月日									年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
	個人番号																				
	受給者番号																				
	1月1日 現在の住所																				
異動後の 住 所																					

1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。				
新 しい 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	〒 (新規) 法 人 番 号								受給者番号				
	所 在 地	〒								納入書の要否 (新規の場合のみ記載)				
	フリガナ									右から 番号を 記入				
	氏名又は名称									1. 必要 2. 不要				

2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。					
理 由	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日				
	2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴収予定額 (上記(ウ)と同額)				
										月 日					
										円					

3. 普通徴収の場合										※市町村記入欄					
理 由	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため														
	2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため														
	3. 死亡による退職であるため														

【提出先】 〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183 河内町役場税務課 課税係 住民税担当

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (普通徴収記載例)

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

河内町長 殿 XX年〇〇月△△日提出	〔特別徴収者〕 給与支払者	所在地	〒012-3456 〇〇県XX市△△1-2-3										特別徴収義務者 指定番号	12345						
		フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ										整理番号	1234						
		氏名又は名称	株式会社 ○X商事										所属	人事課人事労務係						
		個人番号 又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	氏名	特徴 花子		
<small>一人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載</small>													担 当 者 先	電話	000-000-0000 内線 (123)					
給 与 所 得 者	フリガナ	スズキ イチロウ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法			
	氏名	鈴木 一郎																		
	生年月日	51年 1月 1日																		
	個人番号	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2							2	2	2
	受給者番号	123456																		
	1月1日 現在の住所	河内町△△3-2-1																		
異動後の 住所											140,000 円	35,600 円	104,400 円	XX年 1月 8日 31日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死 5. 支 6. 少 7. 合 併 の そ の 他 職 働 欠 勤 散 他 不 定 期 解 雇 の 事 由 の と お り	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)				

1. 特別徴収継続の場合

新 し い 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号											新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を			
	所在地											_____ 月分 (翌月10日納入期限分) から			
	フリガナ											徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	氏名又は名称											受給者番号			
8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ↑ 普通徴収税額												納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/>	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/>	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	円	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
		2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					

3. 普通徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/>	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村 記入欄
		2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
		3. 死亡による退職であるため	

【提出先】 〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183 河内町役場税務課 課税係 住民税担当

御注意
1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記載するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

御注意

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (一括徴収記載例)

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記載するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、「一括徴収すること」が義務づけられています。

河内町長 殿		所在地 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3 フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ 氏名又は名称 株式会社 ○×商事 個人番号 又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度				
××年〇〇月△△日提出			特別徴収義務者 指定番号	12345						
			整理番号	1234						
			所属	人事課人事労務係						
		氏名	特徴 花子							
		電話	000-000-0000 内線 (123)							
給与所得者	フリガナ	スズキ イチロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
	氏名	鈴木 一郎								
	生年月日	51年 1月 1日								
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2								
	受給者番号	123456								
	1月1日 現在の住所	河内町△△3-2-1								
異動後の 住所										
		140,000 円	6 月から 8 月まで	35,600 円	9 月から 5 月まで	104,400 円	××年 8 月 31 日	1 1. 退職 2. 転任 3. 休職 4. 死亡 5. 少額 6. 支合 7. 併合 8. 理由	2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
1. 特別徴収継続の場合										
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	(新規) 法人番号								
	所在地	〒								
	フリガナ									
8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分一括して 納入する場合。 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ↑ 一括徴収税額(納入額と同額)										
一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、原則 一括徴収が基本となります。										
2. 一括徴収の場合										
理由	1 右から 番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため				徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				9 月 20 日		104,400 円		
3. 普通徴収の場合										
理由	右から 番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため								
		2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため								
		3. 死亡による退職であるため								
※市町村記入欄										

【提出先】 〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183 河内町役場税務課 課税係 住民税担当

給与と支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (特別徴収継続記載例)

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

河内町長 殿 XX年〇〇月△△日提出	所在地	〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		特別徴収義務者 指定番号	12345
	フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ		整理番号	1234
	氏名又は名称	株式会社 ○×商事		担 連 所 属 当 絡 者 先	人事課人事労務係 氏名 特徴 花子 電 話 000-000-0000 内線 (123)
	個人番号 又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載		

給与所得者	フリガナ	スズキ イチロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動
	氏 名	鈴木 一郎						
	生年月日	51年 1月 1日						
	個人番号							
	受給者番号	123456						
	1月1日現在の住所	河内町△△3-2-1						
異動後の住所			140,000 円	35,600 円	104,400 円	XX年 〇月 〇日	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

8月末で退職する給与所得者が、9月末から新しい会社で特別徴収する場合。

新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記載します。

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	67890	担当者 連絡先	所 属 氏 名 電 話	庶務課社員係 特徴 進 111-111-1111 内線 (222)
	所在地	〒654-3210 〇〇県××市△△1-2-3			
	フリガナ	マルバツフドウサン カブシキガイシャ			
	氏名又は名称	○×不動産 株式会社			

転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。

新しい勤務先へは、月割額 11,600 円を 9 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。

納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
-----	---	---------

【提出先】 〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183 河内町役場税務課 課税係 住民税担当

御注意
1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、異動後の未徴収税額の徴収方法を欄の枠内に「1」と記載するとともに、「1.特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。